

表 6-9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6-10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の午後7時まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業						
③ 舗装版破碎機を使用する作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 1日につき 14時間			作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
④ ブレーカーを使用する作業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。